

発議第 10 号

特別委員会の設置について

別紙「議会改革調査特別委員会設置要綱」に基づく議会改革調査特別委員会を、朝来市議会委員会条例第 6 条の規定により設置する。

令和 5 年 11 月 30 日提出

提出者

議会運営委員会

委員長 浅 田 郁 雄

議会改革調査特別委員会設置要綱

1 設置の目的

市内外の状況を踏まえながら、市民の声を市政に反映するにふさわしい議会の活性化等について調査を行う。

2 委員会の性格

地方自治法第 109 条の規定に基づく特別委員会とする。

3 委員会の名称

議会改革調査特別委員会

4 委員の定数

6 人

5 付議事件

議会基本条例の検証及び関係例規の見直し並びに議会改革に関する調査、研究

6 委員会の設置期間

令和 6 年 9 月定例会までとする。

7 その他の要件

議会閉会中も継続して調査、研究を行うことができる。